

二一五 特定猟具使用禁止区域(銃器)

二百一 関東谷・川島特定猟具使用禁止区域(銃器)

長生郡一宮町一宮地先の国道二二八号と長生郡一宮町町道一級二号線との接点を起点とし、同所から同町町道一級二号線を北西へ進み長生郡陸沢町道前原櫛線との接点に至り、同所から同町町道前原櫛線を北西へ進み同町町道川島幹線との接点に至り、同所から同町町道川島幹線を北西へ進み一宮川右岸との接点に至り、同所から一宮川右岸を北東へ進み国道二二八号との接点に至り、同所から国道二二八号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百一 妙楽寺・デザイナーゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域(銃器)

長生郡陸沢町妙楽寺二七七番三地先の長生郡陸沢町道妙楽寺地引線と県道大多喜一宮線との接点を起点とし、同所から県道大多喜一宮線を南西へ進み長生郡陸沢町と夷隅郡大多喜町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み長生郡陸沢町と長生郡長南町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み長生郡陸沢町道佐貫線との接点に至り、同所から同町町道佐貫線を北東へ進み同町町道一一七号線との接点に至り、同所から同町町道一一七号線を南東へ進み同町町道妙楽寺地引線との接点に至り、同所から同町町道妙楽寺地引線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四 三方特定猟具使用禁止区域(銃器)

南房総市山下地先の南房総市町道三芳二一〇号線と同市町道三芳二一〇号線との交点を起点とし、同所から同市町道三芳二一〇号線を北東へ進み同市町道大字口三号線との接点に至り、同所から同市町道大字口三号線を北東へ進み同市町道三芳三号線との接点に至り、同所から同市町道三芳三号線を北東へ進み同市町道三芳五号線との接点に至り、同所から同市町道三芳五号線を東へ進み同市丸木郷と同市山名との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市前田と同市山名との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み館山市と南房総市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市谷見と同市御庄との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市谷見と同市御庄との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市谷見と同市山名との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市府中四五八番地先の館山市と南房総市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市上滝田と同市富浦町宮本との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市上滝田と同市富浦町宮本との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北へ進み同市大掛と同市上滝田との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み平久里川左岸と南房総市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み泉道富士丸山線との接点に至り、同所から同市町道三芳二一〇号線との接点に至り、同所から同市町道三芳二一〇号線との接点に至り、同所から同市町道三芳二一〇号線と西へ進み同市町道三芳二一〇号線との接点に至り、同所から同市町道下滝田二一〇号線との接点に至り、同所から同市町道下滝田二一〇号線を南へ進み同市町道三芳二一〇号線との接点に至り、同所から同市町道三芳二一〇号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五 芝山ゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域(銃器)

山武郡芝山町大台地先の山武郡芝山町町道二二二一四号線と同町町道一〇一〇号線との接点を起点とし、同所から同町町道一〇一〇号線を北東へ進み同町町道一一九〇号線との接点に至り、同所から同町町道一一九〇号線を北東へ進み同町町道一八八九号線との接点に至り、同所から同町町道一八八九号線を北西へ進み同町町道一八七号線との接点に至り、同所から同町町道一八七号線を北西へ進み同町町道一七七号線との接点に至り、同所から同町町道一七七号線を東へ進み同町町道二八六号線との接点に至り、同所から同町町道二八六号線と北東へ進み同町町道一一八五号線との接点に至り、同所から同町町道一一八五号線を南東へ進み同町町道一一七九号線との接点に至り、同所から同町町道一一七九号線を北東へ進み泉道大里小池線との接点に至り、同所から泉道大里小池線を南東へ進み同町町道一一四号線との接点に至り、同所から同町町道一一四号線を南西へ進み同町町道一一九五号線との接点に至り、同所から同町町道一一九五号線を南東へ進み泉道大里小池線との接点に至り、同所から泉道大里小池線を南へ進み同町町道二一一〇〇号線との接点に至り、同所から同町町道二一一〇〇号線を南西へ進み同町町道二一一四号線との接点に至り、同所から同町町道二一一四号線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百七 成東・東金食用植物群特定猟具使用禁止区域(銃器)

山武市島地先の山武市町道一〇二八五号線の起点を起点とし、同所から同市町道一〇二八五号線を南東へ進み東金市と山武市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み東金市と上武射田四九番地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南東へ進み同市町道二二五八号線との接点に至り、同所から同市町道二二五八号線を南東へ進み同市町道二二〇四号線との接点に至り、同所から同市町道二二〇四号線を南西へ進み作田川右岸との接点に至り、同所から作田川右岸を南東へ進み泉道緑海東金線との接点に至り、同所から泉道緑海東金線を南西へ進み同市町道二二〇一号線との接点に至り、同所から同市町道二二〇一三〇号線と北東へ進み同市町道二二六七号線との接点に至り、同所から同市町道二二六七号線と北西へ進み同市町道二二〇一三〇号線との接点に至り、同所から同市町道二二〇一三〇号線を北西へ進み同市町道二二〇一三〇号線との接点に至り、同所から同市町道二二〇一三〇号線を北西へ進み同市町道二二〇一三〇号線との接点に至る線及び同所と起点を直線で結んだ線により囲まれた区域

二百八 白里特定猟具使用禁止区域(銃器)

大網白里市四木地先の県道一宮片貝線と大網白里市市道六六〇〇七一七号線との接点を起点とし、同所から同市市道六六〇〇七一七号線を北西へ進み同市市道六一〇〇二七号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇二七号線を北西へ進み同市市道六一〇〇一六号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇一六号線を南西へ進み同市市道六一〇〇二八号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇二八号線を北西へ進み同市市道六一〇〇一五号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇一五号線を北東へ進み同市市道六一〇〇二五号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇二五号線を北西へ進み同市市道六一〇〇一四号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇一四号線を南西へ進み同市市道六一〇〇二六号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇二六号線を北西へ進み同市町道二二〇一九号線との接点に至り、同所から同市町道二二〇一九号線を南西へ進み同市市道六一〇〇二七号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇二七号線を北西へ進み同市市道六一〇〇二八号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇二八号線を北西へ進み同市市道六一〇〇二九号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇二九号線を北東へ進み泉道山田台大網白里線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇二九号線を北西へ進み同市市道六一〇〇三〇号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇三〇号線を北西へ進み同市市道六一〇〇三〇号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇〇三〇号線を北東へ進み泉道山田台大網白里線を南東へ進み同市下ヶ傍示三三番四地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を北東へ進み東金市市道四四七六七号線との接点に至り、

進み同市市道〇〇―一〇三二号線との接続点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇三二号線を南東へ進み同市市道〇〇―一〇三二号線の終点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇三二号線を南東へ延長した直線を南東へ進み九十九里海岸汀線との接続点に至り、同所から九十九里海岸汀線を南西へ進み片貝漁港北防砂堤との接続点に至り、同所から同防砂堤を南西へ進み同防砂堤南端に至り、同所から同防砂堤を南西へ延長した直線を南西へ進み片貝漁港南防波堤との接続点に至り、同所から同所と片貝漁港臨港道路東端とを結んだ直線を北西へ進み片貝漁港臨港道路との接続点に至り、同所から片貝漁港臨港道路を南西へ進み県道飯岡一宮線との接続点に至り、同所から県道飯岡一宮線を北西へ進み山武郡九十九里町町道一七号線との接続点に至り、同所から同町町道一七号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十四 松尾台工業団地特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武市松尾町松尾地先の国道二二六号と県道千葉八街横芝線との接続点を起点とし、同所から国道二二六号を南西へ進み木戸川左岸との接続点に至り、同所から木戸川左岸を北西へ進み山武市市道〇〇―一〇二〇号線との接続点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇二〇号線を北東へ進み同市市道一〇二〇―一〇一七号線との接続点に至り、同所から同市市道一〇二〇―一〇一七号線を北西へ進み同市市道一〇二〇―一〇一七号線との接続点に至り、同所から同市市道一〇一七号線を北西へ進み同市市道一〇一八〇号線との接続点に至り、同所から同市市道一〇一八〇号線を北西へ進み同市市道〇九一〇―一八七号線との接続点に至り、同所から同市市道〇九一〇―一八七号線を北東へ進み同市市道〇九一〇―一九四号線との接続点に至り、同所から同市市道〇九一〇―一九四号線を南東へ進み同市市道一〇一〇一六八号線との接続点に至り、同所から同市市道一〇一〇一六八号線を北東へ進み同市市道一〇一〇一六四号線との接続点に至り、同所から同市市道一〇一〇一六四号線を北東へ進み同市市道一〇一〇一六五号線との接続点に至り、同所から同市市道一〇一〇一六五号線を北東へ進み同市市道一〇一〇一六六号線を南東へ進み県道千葉八街横芝線との接続点に至り、同所から県道千葉八街横芝線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十五 矢那特定猟具使用禁止区域（銃器）

木更津市伊豆島地先の館山自動車道と伊豆島橋跨高速道路橋との接続点を起点とし、同所から伊豆島橋跨高速道路橋を南東へ進み木更津市伊豆島と木更津市矢那の境界線との接続点に至り、同所から同境界線を南東へ進み木更津市と袖ヶ浦市の境界線との接続点に至り、同所から同境界線を南西へ進み木更津市市道二六八―二号線との接続点に至り、同所から同市市道二六八―二号線を南西へ進み同市市道二六八―一号線との接続点に至り、同所から同市市道二六八―一号線を北西へ進み同市市道二六八―二号線との接続点に至り、同所から同市市道二六八―二号線を北西へ進み同市市道二六八―二号線との接続点に至り、同所から同市市道二六八―二号線を北西へ進み同市市道二六八―二号線との接続点に至り、同所から同市市道二六八―二号線を北西へ進み同市市道二六八―二号線との接続点に至り、同所から同市市道二六八―二号線を北西へ進み同市市道二六八―二号線との接続点に至り、同所から同市市道二六八―二号線を北西へ進み同市市道二六八―二号線との接続点に至り、同所から同市市道二六八―二号線を北西へ進み同市市道二六八―二号線との接続点に至る線で囲まれた区域

二百二十六 秋元特定猟具使用禁止区域（銃器）

君津市大野台地先の君津市市道市宿・日渡根線と県道君津鴨川線との接続点を起点とし、同所から県道君津鴨川線を南東へ進み国道四六五号との接続点に至り、同所から国道四六五号を北西へ進み県道久留里鹿野山湊線との接続点に至り、同所から県道久留里鹿野山湊線を北西へ進み同市市道市宿・鹿野山線との接続点に至り、同所から同市市道市宿・鹿野山線を北東へ進み同市市道市宿・清和線との接続点に至り、同所から同市市道市宿・清和線を北東へ進み同市市道市宿・日渡根線との接続点に至り、同所から同市市道市宿・日渡根線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十七 久留里市場特定猟具使用禁止区域（銃器）

君津市久留里市場地先の国道四一〇号と県道久留里鹿野山湊線との接続点を起点とし、同所から県道久留里鹿野山湊線を南西へ進み国道四一〇号（バイパス）との接続点に至り、同所から国道四一〇号（バイパス）を北東へ進み同市市道富田久津原線との接続点に至り、同所から同市市道富田久津原線を北東へ進み県道長浦上総線との接続点に至り、同所から県道長浦上総線を南東へ進み国道四一〇号との接続点に至り、同所から国道四一〇号を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十八 市原海上特定猟具使用禁止区域（銃器）

東関東自動車道千葉富津線と国道二九七号との接続点を起点とし、同所から国道二九七号を南東へ進み県道市原茂原線との接続点に至り、同所から県道市原茂原線を南西へ進み市原市市道二九二二号線との接続点に至り、同所から同市市道二九二二号線を南へ進み同市市道一三二二号線との接続点に至り、同所から同市市道一三二二号線を南へ進み同市市道一四七号線との接続点に至り、同所から同市市道一四七号線を北西へ進み東関東自動車道千葉富津線との接続点に至り、同所から東関東自動車道千葉富津線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十九 八街中央特定猟具使用禁止区域（銃器）

八街市八街ほ地先の国道四〇九号と県道千葉八街横芝線との接続点を起点とし、同所から国道四〇九号を南へ進み県道千葉川上八街線との接続点に至り、同所から県道千葉川上八街線を南西へ進み八街市市道〇六〇〇一号線との接続点に至り、同所から同市市道〇六〇〇一号線を北西へ進み県道千葉八街横芝線との接続点に至り、同所から県道千葉八街横芝線を西へ進み県道成東酒々井線との接続点に至り、同所から県道成東酒々井線を北西へ進み同市市道一級〇三号線との接続点に至り、同所から同市市道一級〇三号線を北東へ進み同市市道一級〇二二号線との接続点に至り、同所から同市市道一級〇二二号線を北東へ進み同市市道一級〇九号との接続点に至り、同所から国道四〇九号を南へ進み同市市道一〇〇〇一号線との接続点に至り、同所から同市市道一〇〇〇一号線を東へ進み県道千葉八街横芝線との接続点に至り、同所から県道千葉八街横芝線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十 吉倉特定猟具使用禁止区域（銃器）

八街市四木地先の八街市市道一級一四号線と同市市道一級一六号線との接続点を起点とし、同所から同市市道一級一六号線を南へ進み同市市道一八〇二八号線との接続点に至り、同所から同市市道一八〇二八号線を西へ進み同市市道二級一六号線との接続点に至り、同所から同市市道二級一六号線を北西へ進み同市市道一級一五号線との接続点に至り、同所から同市市道一級一五号線を北東へ進み同市市道一級一四号線との接続点に至り、同所から同市市道一級一四号線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十二 木戸浜特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武市小松地先の県道飯岡一宮線と山武市市道〇〇―一〇三三三号線との接続点を起点とし、同所から同市市道〇〇―一〇三三三号線を北西へ進み同市市

一、三三六番二、一、三三八番一及び一、三三九番一

二百二十九 立山特定猟具使用禁止区域（銃器）

東陽郡御宿町上布施地先の東陽郡御宿町町道四〇七九号線と同町町道〇二〇五号線との接点を起点とし、同所から同町町道〇二〇五号線を南西へ進み県道上布施勝浦線との接点に至り、同所から県道上布施勝浦線を南西へ進み林道実谷線との接点に至り、同所から林道実谷線を南西へ進み林道実谷支線との接点に至り、同所から林道実谷支線を北西へ進み同町町道四六九八号線との接点に至り、同所から同町町道四六九八号線を北西へ進み勝浦市と同町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町上布施三、三六四番五地先の里道との交点に至り、同所から同里道を北西へ進み農道下沖ノ田線との接点に至り、同所から農道下沖ノ田線を北へ進み勝浦市町道〇一〇七号線との接点に至り、同所から同市町道〇一〇七線を北東へ進み同市町道五〇八一号線との接点に至り、同所から同市町道五〇八一号線を東へ進み同町町道四〇八〇号線との接点に至り、同所から同町町道四〇八〇号線を北東へ進み同町町道四〇七九号線との接点に至り、同所から同町町道四〇七九号線を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十 白里海岸特定猟具使用禁止区域（銃器）

大網白里市北今泉地先の大網白里市町道五〇一〇九号線と同市町道五〇一〇六号線との接点を起点とし、同所から同市町道五〇一〇六号線を南東へ進み同市町道五〇一九二号線との接点に至り、同所から同市町道五〇一九二号線を北東へ進み同市と山武郡九十九里町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み九十九里海岸汀線との接点に至り、同所から九十九里海岸汀線を南西へ進み同市と長生郡白子町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み県道飯岡一宮線との交点に至り、同所から県道飯岡一宮線を北東へ進み同市町道六〇二二三号線との接点に至り、同所から同市町道六〇二二三号線を北西へ進み同市町道六〇二二九号線との接点に至り、同所から同市町道六〇二二九号線を北西へ進み同市町道〇一〇二七号線との接点に至り、同所から同市町道〇一〇二七号線を北東へ進み同市町道六〇一七六号線との接点に至り、同所から同市町道六〇一七六号線を北東へ進み同市町道〇一〇二五号線との接点に至り、同所から同市町道〇一〇二五号線を北西へ進み同市町道六〇一六五号線との接点に至り、同所から同市町道六〇一六五号線を北東へ進み同市町道六〇一六五号線の終点に至り、同所から堀川を横断し同市町道六〇一四四号線の終点に至り、同所から同市町道六〇一四四号線を北東へ進み同市町道〇一〇二四号線との接点に至り、同所から同市町道〇一〇二四号線を北西へ進み同市町道六〇一三〇号線との接点に至り、同所から同市町道六〇一三〇号線を北東へ進み同市町道五〇一二七号線との接点に至り、同所から同市町道五〇一二七号線を北東へ進み同市町道五〇一二二号線との接点に至り、同所から同市町道五〇一二二号線を北東へ進み同市町道五〇一〇九号線との接点に至り、同所から同市町道五〇一〇九号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十一 成田ゆめ牧場特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市名木字前原七三〇番一ほか六筆の成田ゆめ牧場の区域内

二百四十二 匝瑳市飯塚特定猟具使用禁止区域（銃器）

匝瑳市飯塚地先の匝瑳市町道五二八二号線と同市町道五二八八号線との接点を起点とし、同所から同市町道五二八八号線を北東へ進み同市町道五〇〇九号線との接点に至り、同所から同市町道五〇〇九号線を南東へ進み同市町道二〇四号線との接点に至り、同所から同市町道二〇四号線を南東へ進み同市町道五二三四号線との接点に至り、同所から同市町道五二三四号線を北東へ進み同市町道二二三号線との接点に至り、同所から同市町道二二三号線を東へ進み県道八日市場山田線との接点に至り、同所から同市町道二二四号線を北東へ進み同市町道二二四号線との接点に至り、同所から同市町道二二四号線を北東へ進み同市町道二二四号線との接点に至り、同所から同市町道二二四号線を北へ進み同市町道五〇八七号線との接点に至り、同所から同市町道五〇八七号線を南東へ進み同市町道二三四号線との接点に至り、同所から同市町道二三四号線を南西へ進み同市農道〇五〇二〇号線との交点に至り、同所から同市農道〇五〇二〇号線を南東へ進み旭市と匝瑳市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市農道〇五〇二三号線との接点に至り、同所から同市農道〇五〇二三号線を南東へ進み同市農道〇五〇三〇号線との交点に至り、同所から同市農道〇五〇三〇号線を南西へ進み同市町道五六〇号線との交点に至り、同所から同市町道五六〇号線を南東へ進み同市農道一〇〇〇一号線との接点に至り、同所から同市農道一〇〇〇一号線を南西へ進み同市町道一〇〇二三号線との接点に至り、同所から同市町道一〇〇二三号線を南東へ進み同市町道二〇六号線との接点に至り、同所から同市町道二〇六号線を南西へ進み県道八日市場山田線との接点に至り、同所から同市町道一〇〇〇七号線と西へ進み同市町道一〇〇〇七号線との接点に至り、同所から同市町道一〇〇〇七号線を北西へ進み同市町道五一八四号線との接点に至り、同所から同市町道五一八四号線を西へ進み同市町道二二二一号線との接点に至り、同所から同市町道二二二一号線を北西へ進み同市町道五一八二号線との接点に至り、同所から同市町道五一八二号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十四 乾草沼特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武郡横芝光町富川地先の山武郡横芝光町町道二四〇号線と同町町道一―二三号線との接点を起点とし、同所から同町町道一―二三号線を北東へ進み同町町道G〇七六号線との接点に至り、同所から同町町道G〇七六号線を南東へ進み同町町道一―一〇号線との接点に至り、同所から同町町道一―一〇号線を南西へ進み同町町道二―四〇号線との交点に至り、同所から同町町道二―四〇号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十五 大角・新里特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取市大角地先の県道天栄栗源干潟線と県道佐原権海線との接点を起点とし、同所から県道佐原権海線を南東へ進み香取市町道一五九号線との接点に至り、同所から同市町道一―五九号線を南西へ進み同市町道六六一五号線との接点に至り、同所から同市町道六六一五号線を北西へ進み同市町道六六〇四号線との接点に至り、同所から同市町道六六〇四号線を北西へ進み県道山田栗源線との接点に至り、同所から県道山田栗源線を北西へ進み同市町道六五九一号線との接点に至り、同所から同市町道六五九一号線を北東へ進み同市町道二―四七号線との接点に至り、同所から同市町道二―四七号線を北東へ進み県道天栄栗源干潟線との交点に至り、同所から県道天栄栗源干潟線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、習志野カントリークラブ空港コーズ特定猟具使用禁止区域を除く。

二百四十六 東庄町青馬特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取郡東庄町青馬地先の香取郡東庄町町道二〇八九号線と同町町道〇二〇七号線との接点を起点とし、同所から同町町道〇二〇七号線を南西へ進み同町青馬一、二四六番一地先の同町町道二一八六号線との接点に至り、同所から同町町道二一八六号線を南西へ進み同町町道二一八三号線との接点に至り、同所から同町町道二一八三号線を北西へ進み同町町道〇一〇一〇一号線との接点に至り、同所から同町町道〇一〇一〇一号線を北西へ進み同町町道二〇八九号線との接点に至り、同所から同町

町道二〇八九号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十七 中野特定猟具使用禁止区域（銃器）

千葉市若葉区中野町地先の千葉市市道中野町五十九号線と同市市道中野町四号線との交点を起点とし、同所から同市市道中野町四号線を南東へ進み八街市市道二〇四三号線との接点に至り、同所から同市市道二〇四三号線を南東へ進み同市市道二〇三六号線との接点に至り、同所から同市市道二〇三六号線を南東へ進み千葉市市道中野町一三六号線との接点に至り、同所から同市市道中野町一三六号線を南東へ進み千葉市東部土地改良区管理の鎌田谷津排水路との交点に至り、同所から同排水路を南東へ進み同市市道中野町一〇五号線との接点に至り、同所から同市市道中野町一〇五号線とを南西へ進み同市市道中野町一〇五号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二一七号線とを南西へ進み同市市道中野町二二七号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二二七号線とを南西へ進み同市市道中野町二二七号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二二七号線とを南東へ進み同市市道中野町二二七号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二二七号線とを南東へ進み同市市道中野町二二七号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二二七号線とを南東へ進み同市市道中野町二四二号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二四二号線とを南へ進み同市市道中野町二四三号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二四三号線とを南西へ進み千葉東金道路との交点に至り、同所から千葉東金道路を北西へ進み同市市道中野町二九六号線との交点に至り、同所から同市市道中野町二九六号線とを南へ進み同市緑区下大和田町一、三三四番地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を南東へ進み同市緑区下大和田町一、三四〇番二地先の水路との交点に至り、同所から同水路を北西へ進み同市緑区下大和田町一、三二二番の水路との接点に至り、同所から同水路を北西へ進み同市市道中野町二九六号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二九六号線とを北東へ進み同市指定道路中野町三〇号線との接点に至り、同所から同市指定道路中野町三〇号線とを北東へ進み千葉東金道路との交点に至り、同所から千葉東金道路を北西へ進み県道普田停車場中野線との交点に至り、同所から県道普田停車場中野線とを南西へ進み同市市道中野町二四八号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二四八号線を南西へ進み同市指定道路中野町一七号線との接点に至り、同所から同市指定道路中野町一七号線を北西へ進み同市若葉区中野町一、九一九番地先の千葉市東部土地改良区管理の支線道路との接点に至り、同所から同支線道路を北東へ進み同市若葉区中野町二、九一一番地先の同土地改良区管理の支線道路との接点に至り、同所から同支線道路を北西へ進み同市若葉区和泉町一、〇五一番一地先の同土地改良区管理の小排水路との交点に至り、同所から同小排水路を北東へ進み同土地改良区管理の大和田幹線排水路との接点に至り、同所から同幹線排水路を北西へ進み同土地改良区管理の鎌田谷津排水路との接点に至り、同所から同排水路を北東へ進み同市市道中野町五十九号線との交点に至り、同所から同市市道中野町五十九号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十八 野呂西特定猟具使用禁止区域（銃器）

千葉市若葉区中野町地先の国道二二六号と千葉市市道中野町一八一号線との接点を起点とし、同所から同市市道中野町一八一号線とを東へ進み同市市道中野町一八四号線との接点に至り、同所から同市市道中野町一八四号線を南西へ進み同市市道中野町一八八号線との接点に至り、同所から同市市道中野町一八八号線を南東へ進み同市市道中野町一八七号線との接点に至り、同所から同市市道中野町一八七号線を南東へ進み同市若葉区野呂町四四番地先の千葉市東部土地改良区管理の支線道路との接点に至り、同所から同支線道路を東へ進み同市若葉区野呂町二、〇九三番地先の同土地改良区管理の支線道路との接点に至り、同所から同支線道路を北へ進み同土地改良区管理の平川幹線排水路との交点に至り、同所から同幹線排水路を南東へ進み同市若葉区野呂町二、〇六八番地先の同土地改良区管理の小排水路との接点に至り、同所から同小排水路を南東へ進み同市若葉区野呂町二、〇六九番地先の同土地改良区管理の支線道路との接点に至り、同所から同支線道路を南西へ進み同市市道野呂町一四号線との接点に至り、同所から同市市道野呂町一四号線を北東へ進み同市市道野呂町五六号線との接点に至り、同所から同市市道野呂町五六号線を南西へ進み国道二二六号との接点に至り、同所から国道二二六号とを北東へ進み同市市道と泉町二六号線との接点に至り、同所から同市市道と泉町二六号線との接点に至り、同所から同市市道と泉町二六号線との接点に至り、同所から同生活道路を南西へ進み同市市道野呂町四四号線との接点に至り、同所から同市市道野呂町一七九号線との接点に至り、同所から同市市道野呂町一七九号線とを北西へ進み同市市道野呂町一五五号線との接点に至り、同所から同市市道野呂町一五五号線を南へ進み同市市道野呂町一九一号線との接点に至り、同所から同市市道野呂町一九一号線を北西へ進み同市市道高田町二四〇号線とを北西へ進み同市市道野呂町一九六号線との接点に至り、同所から同市市道高田町二四〇号線との接点に至り、同所から同市市道高田町二四〇号線を北東へ進み千葉東金道路との交点に至り、同所から千葉東金道路を北西へ進み同市都市計画道路普田町野呂町線とを北東へ進み国道二二六号との接点に至り、同所から国道二二六号とを北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十九 富田特定猟具使用禁止区域（銃器）

千葉市若葉区御成台一丁目地先の千葉市市道若松町金親町線と同市市道坂月町下田町線との交点を起点とし、同所から同市市道坂月町下田町線を北東へ進み同市市道下田町七号線との接点に至り、同所から同市市道下田町七号線を北東へ進み県道浜野四街道長沼線との交点に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を北西へ進み同市若葉区谷田町一、〇九二番六地先に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を北東へ進み同市市道谷田町二六号線との接点に至り、同所から同市市道谷田町二六号線とを北東へ進み同市指定道路谷田町一五号線との接点に至り、同所から同市指定道路谷田町一五号線を南東へ進み同市市道谷田町二七号線との接点に至り、同所から同市市道谷田町二七号線を南へ進み谷田橋との接点に至り、同所から谷田橋を北東へ進み鹿島川右岸との交点に至り、同所から鹿島川右岸を南東へ進み裏谷津排水路との接点に至り、同所から裏谷津排水路を南東へ進み同市若葉区上泉町一、四九二番地先の千葉市東部土地改良区管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み同市市道下泉町六一号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町六一号線を南へ進み同市市道下泉町七〇号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町七〇号線とを南西へ進み同市市道下泉町六〇号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町六〇号線を北西へ進み同市市道下泉町五十九号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町五十九号線とを南西へ進み同市市道下泉町六十九号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町六十九号線を南西へ進み同市市道下泉町一〇九号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町一〇九号線を南東へ進み同市市道下泉町一五二号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町一五二号線を南東へ進み県道千葉川上八街線との接点に至り、同所から県道千葉川上八街線を北東へ進み県道富山田谷線との交点に至り、同所から県道富山田谷線を南東へ進み同市指定道路小間千町三号線との接点に至り、同所から同市指定道路小間千町三号線を南西へ進み同市市道小間千町二五号線との接点に至り、同所から同市市道小間千町二五号線を北西へ進み同市市道富田町六八号線との接点に至り、同所から同市市道富田町六八号線を南西へ進み同市市道富田町二三九号線との接点に至り、同所から同市市道富田町一三九号線を南東へ進み同市市道富田町一四〇号線との接点に至り、同所から同市市道富田町一四〇号線を南東へ進み同市若葉区富田町一、〇〇四番一

を南西へ進み同市市道〇一〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道〇一〇〇二号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十六 西林北部特定猟具使用禁止区域 (銃器)

八街市八街字外満木山ろ五五番四ほか八筆の日欧警暴大家庭犬訓練学校区域内

二百五十七 東庄町栗野特定猟具使用禁止区域 (銃器)

香取郡東庄町栗野地先の県道小見川海上線と香取郡東庄町町道三〇二九号線との接点を起点とし、同所から県道小見川海上線を南東へ進み同町町道三〇八八号線との接点に至り、同所から同町町道三〇八八号線を北西へ進み同町町道三〇三八号線との接点に至り、同所から同町町道三〇三八号線を北西へ進み同町町道三〇三九号線との接点に至り、同所から同町町道三〇三九号線を北東へ進み同町町道三〇二九号線との接点に至り、同所から同町町道三〇二九号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十八 栄町安食・北特定猟具使用禁止区域 (銃器)

印旛郡栄町北地先の若草大橋有料道路と利根川右岸との交点を起点とし、同所から利根川右岸を東へ進み印旛郡栄町安食三、七九六番と同町須賀一、九四五番との境界線を北西へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を南東へ進み同町安食三、七九六番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み県道佐原我孫子自転車道線との接点に至り、同所から県道佐原我孫子自転車道線を南西へ進み若草大橋有料道路との交点に至り、同所から若草大橋有料道路を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十九 佐室・高谷特定猟具使用禁止区域 (銃器)

いすみ市高谷地先のいすみ市市道〇二二五号線と同市市道三二四七号線との接点を起点とし、同所から同市市道三二四七号線を南東へ進み同市市道三二四八号線との接点に至り、同所から同市市道三二四八号線を南東へ進み同市市道三二五〇号線との接点に至り、同所から同市市道三二五〇号線を南東へ進み同市市道三二四一号線との接点に至り、同所から同市市道三二四一号線を南東へ進み国道四六五号との接点に至り、同所から国道四六五号を北西へ進み同市市道〇二二五号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二五号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百六十 金谷郷特定猟具使用禁止区域 (銃器)

大網白里市金谷郷地先の大網白里市市道〇二一〇三号線と同市金谷郷二、二五八番地先の水路との交点を起点とし、同所から同水路を北東へ進み同市市道一〇四一六号線との交点に至り、同所から同市市道一〇四一六号線を南西に進み同市市道〇二一〇三号線との接点に至り、同所から同市市道〇二一〇三号線を北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

二百六十一 富里塚特定猟具使用禁止区域 (銃器)

富津市鶴岡一、二二五番の区域

二百六十二 本矢作特定猟具使用禁止区域 (銃器)

香取市長山地先の香取市市道二五三八号線と同市長山六七五番二地先の水路との交点を起点とし、同所から同水路を北東へ進み同市長山六二九番地先に至り、同所から同水路を南東へ進み同市長山五六三番地先に至り、同所から同水路を南東へ進み同市本矢作一、五六三番二地先に至り、同所から同水路を南東へ進み東関東自動車道水戸線との交点に至り、同所から東関東自動車道水戸線を南西へ進み同市市道一〇一〇号線との交点に至り、同所から同市市道一〇一〇号線を北東へ進み同市市道一〇一〇号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一〇号線を北西へ進み同市市道二五四六号線との接点に至り、同所から同市市道二五四六号線を北東へ進み同市市道二一〇号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇号線を北西へ進み同市市道二五三八号線との接点に至り、同所から同市市道二五三八号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百六十三 迎田・片又木特定猟具使用禁止区域 (銃器)

市原市不入斗地先の県道千葉鴨川線と市原市市道二二二三号線との接点を起点とし、同所から同市市道二二二三号線を南東へ進み同市市道二二二三号線との接点に至り、同所から同市市道二二二三号線を南東へ進み同市市道一四八三号線との接点に至り、同所から同市市道一四八三号線を南西へ進み同市泉台二丁目同市片又木との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同市片又木六四番地先の農地と山林との境界線の接点に至り、同所から同所と同市泉台二丁目二番四と同市泉台二丁目三番との境界線と同市泉台二丁目と同市迎田との境界線との接点を結んだ直線を北西へ進み同境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市道一四九六号線との接点に至り、同所から同市市道一四九六号線を南東へ進み同市市道一四七九号線との接点に至り、同所から同市市道一四七九号線を北西へ進み同市市道二二八九号線との接点に至り、同所から同市市道二二八九号線を南西へ進み同市市道一四七八号線との接点に至り、同所から同市市道一三二二号線との接点に至り、同所から同市市道一三二二号線を北西へ進み県道千葉鴨川線との接点に至り、同所から県道千葉鴨川線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域